

空家等対策計画の策定の基本的な方向性について

計画策定の基本

「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という。）」や基本方針等をもとに計画を策定します。

また、「横手市総合計画」や「横手市住生活基本計画」及び関連する市の計画と整合性をもった計画にします。

そして、「横手市空家等対策協議会」や「横手市空家等対策委員会」の意見や市民の声を頂きながら内容の検討を進め、空家等対策計画を策定します。

1、第2期計画の方向性について

【第2期計画】

○基本的な取組内容

- 1 家屋の所有者等に対する意識の啓発
- 2 空家等の適正管理
- 3 空家等の利活用

○地域住民や民間、NPO、関係団体と行政が連携して、オール横手で推進する計画内容

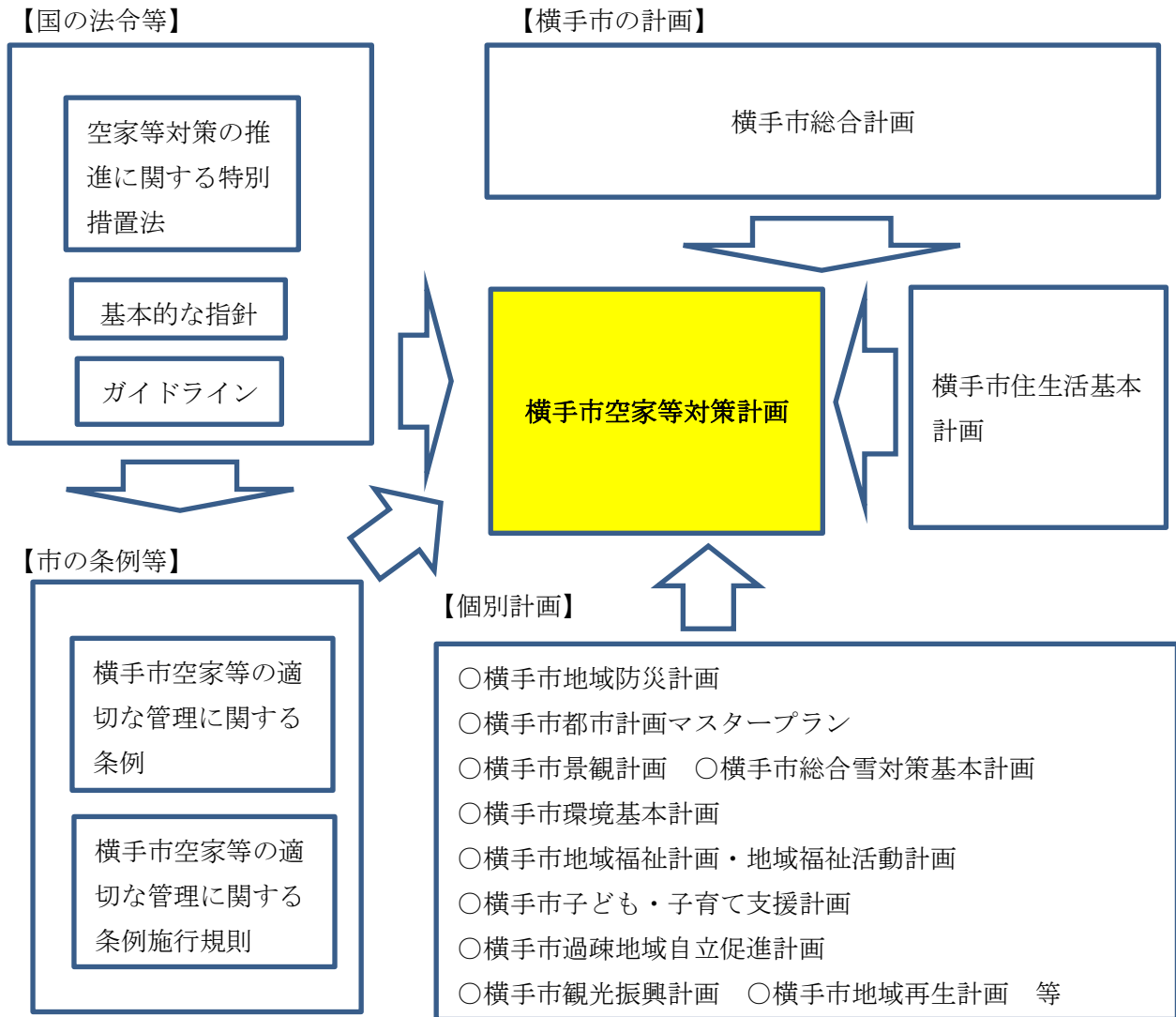


【第1期計画】

○雪害等の災害対応（老朽危険空家対策）が中心的な取り組み内容

○行政主導的な計画内容

2、空家等対策計画の位置づけ

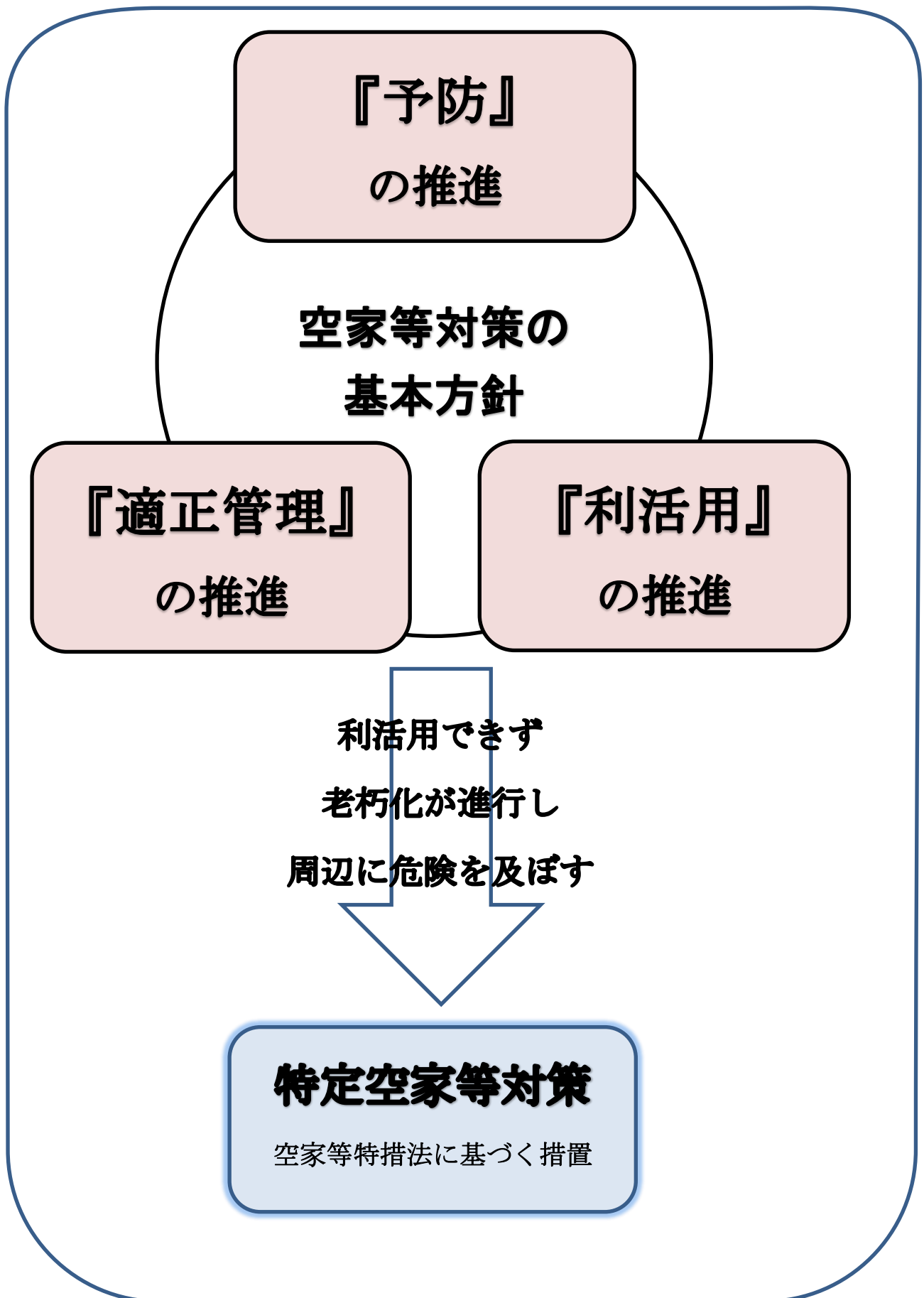


3、空家等対策に係る基本的な方針

1 予防の推進

2 適正管理の推進

3 利活用の推進



4、計画の構成について

法令及び国が定めた基本指針「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」等に基づき、第2期空家等対策計画の構成を決めて作成する。

空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針【概要】

「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」第5条に基づき、国土交通大臣及び総務大臣が定めることとされている。

一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項

1 本基本指針の背景

(1) 空家等の現状

(2) 空家等対策の基本的な考え方

① 基本的な考え方

- ・所有者等に第一義的な管理責任
- ・住民に最も身近な市町村による空家等対策の実施の重要性 等

② 市町村の役割

- ・空家等対策の体制整備
- ・空家等対策計画の作成、必要な措置の実施 等

③ 都道府県の役割

- ・空家等対策計画の作成・実施等に関する市町村への必要な援助の実施 等

④ 国の役割

- ・特定空家等対策に関するガイドラインの策定
- ・必要な財政上の措置・税制上の措置の実施 等

2 実施体制の整備

(1) 市町村内の関係部局による連携体制

(2) 協議会の組織

(3) 空家等の所有者等及び周辺住民からの相談体制の整備

3 空家等の実態把握

(1) 市町村内の空家等の所在等の把握

(2) 空家等の所有者等の特定及び意向の把握

(3) 空家等の所有者等に関する情報を把握する手段

- ・固定資産税情報の内部利用 等

4 空家等に関するデータベースの整備等

5 空家等対策計画の作成

6 空家等及びその跡地の活用の促進

7 特定空家等に対する措置の促進

- ・ガイドラインを参照しつつ、「特定空家等」の対策を推進

8 空家等に関する対策の実施に必要な財政上・税制上の措置

(1) 財政上の措置

(2) 税制上の措置

- ・市町村長による必要な措置の勧告を受けた「特定空家等」に対する固定資産税等の住宅用地特例の解除

二 空家等対策計画に関する事項

1 効果的な空家等対策計画の作成の推進

2 空家等対策計画に定める事項

(1) 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類 その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

- ・重点対象地区の設定、空家等対策の優先順位の明示 等

(2) 計画期間

- ・既存の計画や調査の実施年との整合性の確保 等

(3) 空家等の調査に関する事項

- ・対象地区、期間、対象など調査内容及び方法の記載 等

(4) 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

(5) 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

(6) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

(7) 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

(8) 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

- ・各部局の役割分担、組織体制、窓口連絡先などの記載 等

(9) その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

- ・対策の効果の検証、その結果を踏まえた計画の見直し方針 等

3 空家等対策計画の公表等

三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

1 空家等の所有者等の意識の涵養と理解増進

2 空家等に対する他法令による諸規制等

3 空家等の増加抑制策、利活用施策、除却等に対する支援施策等

5、計画策定作業のスケジュールについて

☆令和2年度の計画策定の作業内容

○空家等実態調査の実施（見積徴取、業者選定、契約等）

※業者から空家等のデータ、台帳を成果品として取得し、既存データとの突合作業・現地調査等を実施

○空家等の発生予防、適正管理、利活用の対策の検討

・具体的な空家等対策の検討（各課室所担当に原案作成を依頼し、とりまとめる予定）

・空家等対策の実施体制・仕組み等の検討

○空家等対策計画の素案作成

○パブリックコメント・市民等の意見募集

○第2期計画の完成

・パブリックコメントや協議会の意見等を取入れ計画を策定

・計画の概要版、広報用等の作成

○第2期計画、空家等対策の情報発信、PR

○条例・規則・要綱等の改正